

○糸魚川市農林水産業就業研修事業補助金交付要綱

平成27年7月1日

告示第146号

改正 平成29年4月1日告示第93号

平成30年3月30日告示第86号

令和3年3月24日告示第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の農林水産業の担い手を確保するため、農林水産業の就業研修を行う者に対し、就業研修に要する費用の一部を予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就業研修 市内の農林水産業に就業するため、農林水産業を営む法人等の代表者（以下「研修受入先」という。）の指示の下で実際の生産活動に従事しながら、就業に必要とされる実践的な技術、技能及び知識を身につけることをいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）の規定による旅館業を行うための施設その他対価を支払って宿泊する施設及び農山漁村民泊施設（農林漁業者が自らの住宅を活用して実施する有料の農林漁業体験宿泊施設をいう。）のうち、市内で営業するものをいう。
- (3) 休日 研修受入先において、労働の義務がない日として就業規則等により定められている日をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は連続した5日間以上の就業研修とし、1日当たりの研修時間はおおむね8時間とする。

- 2 就業研修期間に休日を含む場合は、休日を除いた日数が5日間以上の場合とする。
- 3 居住地から就業研修の実施場所までの間の移動に要する日は、半日以上就業研修に

従事した場合に1日として日数に含めるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次のいずれかの者であつて、就業研修開始日において18歳以上60歳未満のものとする。

- (1) 市内に住所を有し、市外の研修受入先で就業研修を行う者
- (2) 市外に住所を有し、市内の研修受入先で就業研修を行う者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 居住地から就業研修の実施場所までの間の移動に要する交通費。ただし、最も経済的な通常の経路及び方法によるものとし、燃料費を除く。
- (2) 宿泊施設の利用料金。ただし、日程都合により前泊した場合及び休日に係る利用料金を含む。

2 前項の場合において、他の制度により補助金等の交付を受けている場合は、対象としない。ただし、新潟県の応援プロジェクト市町村モデル事業に基づく当市のインターンシップ事業の交通費への助成を除く。

(補助金額)

第6条 補助金額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に係る補助金額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1人につき15,000円を限度とする。
- (2) 前条第1項第2号に係る補助金額は、1泊につき3,000円とし、1人につき39,000円を限度とする。ただし、1泊当たりの料金が3,000円に満たない場合は、実額とする。

2 前項各号の規定により算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付額及び交付回数)

第7条 補助金の交付額は、前条第1項第1号及び第2号の規定による算出額を合算した額とする。

2 補助金の交付回数は、1年度につき1人2回までとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、農林水産業就業研修事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 身分証明書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、書類を審査のうえ、補助金交付の可否及び補助金額を決定し、速やかに交付申請者に通知するものとする。

(事業の変更)

第10条 前条による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の延期、中止及び内容を変更しようとするときは、事前に規則に規定する変更等承認申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する延期とは、当該年度の3月31日までに補助事業が完了する場合をいう。

3 第1項の場合において、事業の延期又は中止までの間に要した経費があっても、当該経費は交付決定者の負担とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(実績の報告)

第11条 交付決定者は、事業完了後速やかに農林水産業就業研修事業補助金実績報告書（様式第4号。以下「報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書（様式第5号）
- (2) 収支決算書（様式第6号）
- (3) 補助対象事業費の証拠書類（受領書等の写し）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による報告書を受理したときは、書類を審査のうえ、補助

金を確定し、交付する。

(公表)

第13条 市長は、前条により補助金を交付したときは、事業を広くPRするため、交付決定者の氏名、研修受入先の名称、就業研修の内容及び就業研修者の感想等について公表することができる。

(公表の方法)

第14条 公表の方法については、市のホームページ及び広報紙への掲載による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

前 文 (平成29年4月1日告示第93号) 抄
平成29年4月1日から施行する。

前 文 (平成30年3月30日告示第86号) 抄
告示の日から施行する。

改正文 (令和3年3月24日告示第45号) 抄
告示の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

糸魚川市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩

補助金交付申請書

糸魚川市農林水産業就業研修事業補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
同上算出基礎
- 2 消費税仕入控除税額の取扱い
 - (1) 課税事業者となっており、消費税仕入控除税額が確定しているため、補助事業に要する経費から消費税仕入控除税額を減額した。
 - (2) 課税事業者となっていないため、交付申請額は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額していない。
 - (3) 消費税仕入控除税額が確定していないため、交付申請額は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額していない。
 - (4) 簡易課税事業者となっているため、交付申請額は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額していない。

(注) (1)、(2)、(3)、(4)のいずれかに○を付けること。
- 3 補助事業等の名称
- 4 補助事業等の目的及び内容
- 5 補助事業等の完了予定年月日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 実施計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 身分証明書の写し
- 7 補助金等の交付先
金融機関
口座番号
口座名義

※ 暴力団員等ではないことの誓約

私又は私が代表を務める団体等の役員は、糸魚川市補助金等交付規則第4条第3項に規定する暴力団員等ではありません。

実 施 計 画 書

1 基本事項

氏 名		
生年月日		年 月 日生（ 歳）
研修期間		年 月 日～ 年 月 日
研 修 受入先	住 所	
	氏 名 (名 称)	
宿泊施設	住 所	
	名 称	
宿泊期間		年 月 日～ 年 月 日 泊
連 絡 先		電話(携帯可) — —
		メールアドレス

2 事業の目的

.....

.....

.....

.....

3 研修内容

月日・曜日	内 容	備 考
月 日（ ）		
月 日（ ）		
月 日（ ）		
月 日（ ）		
月 日（ ）		

様式第3号（第8条関係）

収支予算書

(収入)

(単位：円)

項目	予算額	説明
市補助金		(A) + (B)
自己資金		
合計		

(支出)

(単位：円)

項目	予算額	説明
補助対象経費	電車	
	高速バス	
	交通費計	
	高速料金	
	宿泊費	
小計		
対象外		
小計		
合計		

補助金 計算式	交通費計 高速料金 (A) (.....円 +円) × 1/2 =円 (注1、2) (注1) 千円未満切り捨て (注2) 限度額は15,000円。限度額を超える場合は、限度額を記載。
	宿泊費 (B) 単価.....円(注3) × 宿泊日数日 =円(注4、5) (注3) 1泊当たり3,000円。3,000円未満の場合は実額。 (注4) 千円未満切り捨て (注5) 限度額は39,000円。限度額を超える場合は、限度額を記載。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

糸魚川市長 様

申請者 住所
氏名 ㊟

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で糸魚川市農林水産業就業研修事業補助金の交付決定のあった補助事業等が完了したので、同補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助金等の交付決定額 金 円
- 3 補助事業等の対象事業費 金 円
- 4 消費税仕入控除税額の取扱い
 - (1) 交付申請時に消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った。
 - (2) 課税事業者となっていない、又は消費税仕入控除税額が確定していないため、実績額から当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額していない。
 - (3) 実績報告時に消費税仕入控除税額が確定したため、実績額から当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額した。

（積算） 補助金交付決定額	円
当該補助金に係る消費税仕入控除税額	円
差引補助金額	円
 - (4) 簡易課税事業者となっているため、交付申請額は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額していない。
- (注) (1)、(2)、(3)、(4)のいずれかに○を付け、(3)の場合には積算を記入し、積算資料を添付すること。
- 5 補助事業等の完了年月日 年 月 日
- 6 補助事業等の経過及び成果の概要
- 7 添付書類
 - (1) 実施報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助対象事業費の証拠書類(受領書等の写し)

様式第5号(第11条関係)

実施報告書

1 基本事項

氏名		
研修期間		年 月 日 ~ 年 月 日
研修 受入先	住所	
	氏名 (名称)	
宿泊施設	住所	
	名称	
宿泊期間		年 月 日 ~ 年 月 日 泊

2 研修内容

月日・曜日		内容	研修場所	備考
月 日 ()	午前			
	午後			
月 日 ()	午前			
	午後			
月 日 ()	午前			
	午後			
月 日 ()	午前			
	午後			
月 日 ()	午前			
	午後			

3 事業の成果

.....

.....

.....

.....

.....

.....

4 今後の展開（目標）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

様式第6号（第11条関係）

収 支 決 算 書

(収入)

(単位：円)

項 目	予算額	決算額	増減	説 明
市 補 助 金				
自 己 資 金				
合 計				

(支出)

(単位：円)

項 目		予算額	決算額	増減	説 明
補助対象経費	交 通	電 車			
		高速バス			
	手 段				
		交通費計			
		高速料金			
		宿泊費			
	小 計				
対象外					
	小 計				
	合 計				

様式第 1 号 (第 8 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 11 条関係)

様式第 5 号 (第 11 条関係)

様式第 6 号 (第 11 条関係)